

不利益処分の処分基準

処 分 名	文化会館の利用許可の取消し	
根拠条例等及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に 関する条例第 15 条 (例規番号： 昭和 55 年条例第 32 号)	
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課	
処 分 基 準	関係条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 17 条
	基 準	<p>指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その利用の許可を取り消し又は、利用の停止を命ずることができる</p> <p>(1) この条例又は、この条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>なお、この規定の適用によって利用者が受けた損害については、市は、その責めを負わない。</p> <p>利用者等の遵守事項</p> <p>(1) 収容定員を超えて入場させないこと。</p> <p>(2) 会館又は附属設備を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(3) 許可を受けないで会館内又は敷地内において物品を展示し、若しくは販売し、又は金品の寄附、募金等の行為をしないこと。</p> <p>(4) 許可を受けないで、壁面、柱等に張り紙をし、又は、くぎ類を打たないこと。</p> <p>(5) 所定の場所以外において、飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 騒音を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑火及ぼす行為をしないこと</p> <p>(7) 許可を受けないで、附属設備を会館外へ持ち出さないこと。</p> <p>(8) その他会館の管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>
	参考事項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 18 条 指定管理者は、会館の秩序の保持及び管理上の必要があると認め たときは、利用者に対して会館の利用に関する適切な指示を与え、 又は利用中の会場に立ち入り、利用の状況を調査することができる。
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
備 考		